

平成25年5月28日  
京都市上下水道局  
総務部用度課

## 入札時における配置予定技術者の取扱いについて

当局では、現在、工事の入札に当たり、入札参加者に配置予定技術者を御報告いただき、適正に技術者を配置できることを、入札参加資格として確認していますが、この取扱いについて、平成25年6月1日以降の入札公告から、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 請負代金（予定）が一定額未満の場合に、技術者の兼任を可能とします。

現在、工事の一般競争入札において、請負金額にかかわらず、入札参加申請時に配置予定技術者として特定する技術者は、入札参加申請日以降、他の工事に現に配置されていない者で、契約工期中に専任配置ができることを義務付けていますが、これを、請負代金（予定）を2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満とする場合は、他工事における技術者との兼任を可能とします。請負代金（予定）は次の式によるものとします。

$$\text{請負代金（予定）} = \text{各応札者の入札価格} + \text{消費税及び地方消費税}$$

ただし、上記によって兼任が可能な場合でも、当該技術者は専任義務のある他工事の技術者との兼任はできず、設計変更により当該請負代金が上記の金額以上となった場合は、新たに専任の義務が発生します。また、入札参加申請後の配置予定技術者の変更は、従前と同じく、認められませんので御注意ください。

#### 2 入札書提出までに限り、他工事の配置予定技術者との重複を可能とします。

現在、当局の入札案件における配置予定技術者に関し、入札参加申請日から落札決定の日までの間、他の工事（当局以外の発注を含みます。）の入札における配置予定技術者と重複して入札参加申請を行うことはできませんでしたが、これを、本件入札の入札書提出までに限り、重複を可能とします（事例1）。

ただし、入札参加申請後の配置予定技術者の変更は、従前と同じく、認められませんので、同一の配置予定技術者で申請している他の工事を先に落札した場合（申請している全ての工事が兼任可である場合を除きます。）など、既に申請済みの技術者が配置できなくなった場合には、本件入札の入札書提出までに、入札辞退届を提出してください。入札辞退届の提出がなく、応札された場合には、参加停止措置を行うことがあります。

なお、開札日が同一の複数の入札案件において、同じ配置予定技術者で入札参加申請された場合には、ともに落札する可能性があるため、専任の必要な技術者との重複申請はできません。これらの重複した入札は、原則、全て無効とし、参加停止措置を行うことがあります（事例2）。

(事例 1)

入札①、入札②ともに、技術者の専任配置が必要な案件

(入札①、②のいずれかが兼任可である場合も該当)

|              | 6/25<br>(火)  | ～ | 7/1<br>(月) | ～ | 7/22<br>(月) | 7/23<br>(火) | 7/24<br>(水) | 7/25<br>(木) | 7/26<br>(金) | 7/29<br>(月) |
|--------------|--------------|---|------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 事後確認型<br>入札① | 公告           |   |            |   | 入札期間        |             |             | 開札          |             |             |
| 事前審査型<br>入札② | 入札参加<br>申請締切 |   | 資格確認<br>通知 |   |             |             | 入札期間        |             |             | 開札          |

- 入札①と入札②において、同じ配置予定技術者で入札参加申請することができる。
- 入札①と入札②を同じ配置予定技術者で申請した場合、入札①（7/25 開札）を落札した場合には、入札②の入札書提出の前に入札辞退届を提出する必要がある。  
(入札②の入札書提出があった場合は、参加停止措置を行うことがある。)

(事例 2)

入札①、入札②ともに、技術者の専任配置が必要な案件

(入札①、②のいずれかが兼任可である場合も該当)

|              | 6/25<br>(火)  | ～ | 7/1<br>(月) | ～ | 7/24<br>(水) | 7/25<br>(木) | 7/26<br>(金) | 7/29<br>(月) |
|--------------|--------------|---|------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 事前審査型<br>入札① | 入札参加<br>申請締切 |   | 資格確認<br>通知 |   | 入札期間        |             |             | 開札          |
| 事後確認型<br>入札② |              |   | 公告         |   | 入札期間        |             |             | 開札          |

- 入札①と入札②は、開札日が同一であり、ともに落札する可能性があるため、同じ配置予定技術者で入札参加申請することはできない。
- 入札①と入札②を同じ配置予定技術者で申請した場合、原則、全て無効とし、参加停止措置を行うことがある。

(参 考)

① 公共工事における配置技術者の専任義務について

公共工事の施工に当たっては、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定により、請負金額にかかわらず主任技術者又は監理技術者を配置する必要があり、請負金額が2,500万円（建築一式5,000万円）以上となる場合の当該配置技術者は工事現場に専任する義務があります。

② コリンズ（工事实績情報システム）による配置予定技術者の確認について

当局では、配置予定技術者の確認に当たっては、コリンズ（工事实績情報システム）を利用し、配置予定技術者が他の工事に技術者又は現場代理人として配置されていないことを確認しています。入札資格確認日時点で、当局がコリンズによって、前記の内容を確認できない場合は、入札参加資格を認めない場合がありますので、御注意ください。

なお、コリンズ登録のタイムラグ等により直前のコリンズ登録結果が反映していない可能性がある場合は、別途、コリンズの「登録内容確認書」を添付してください。